

9 発達支援・保育・教育等

1 発達支援

(1) 児童発達支援事業

<p>障害や発達に心配のある児童が、その子の発達の課題に応じた専門的な療育を受けることができます。</p>	
1. 対象児童	<p>次のいずれかに該当する18歳未満の児童が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発達に遅れや心配のある児童 ② 障害のある児童
2. 必要な書類	<p>必要な書類等は、次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の判定書 ・こども発達相談室の相談結果連絡票 ・障害者手帳 ・医師の診断書 ・特別児童扶養手当等の証書
3. 利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ・原則1割負担となります。ただし、課税状況及び収入状況により、減免される場合があります。 ・そのほか、兄弟姉妹で第2子以降の多子軽減制度の対象となる場合があります。
4. 持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 上記2の手帳等 ② 印鑑 ③ 個人番号がわかるもの ④ 身分証明書
5. 申請先	<p>(市) 子育て支援課 東8条南13丁目1 帯広市保健福祉センター1階 ☎ 25-9700</p>

(2) 事業の種類と内容

1. 児童発達支援センター ＜帯広あおぞら＞	<p>障害のある就学前の児童が毎日通い日常生活の基本的な動作を身につけ、遊びや課題に応じた活動を楽しみながら集団生活に適応していきます。</p>
2. 児童発達支援事業	<p>障害や発達に心配のある幼児や就学していない児童に、個別の発達課題に応じた支援を受けることができます。</p>
3. 放課後等 デイサービス事業	<p>障害や発達に心配のある小・中・高校等に通学している児童に、個別の発達課題に応じた支援を受けることができます。</p>
4. 保育所等 訪問支援事業	<p>保育所、幼稚園、認定こども園等に通う児童が、集団生活への適応のために専門的な支援を受けることができます。</p>

(3) その他の発達支援（肢体不自由児機能訓練）

肢体不自由児 機能訓練事業 (にこにこる一む)	運動発達に遅れがある幼児や身体に障害のある幼児と保護者が、身体機能に働きかける遊びや生活に必要な情報の提供を受けることができます。	
	申 込 先	(市) 子育て支援課 東8条南13丁目1 保健福祉センター 1階 ☎ 25-9700

2 特別支援保育（障害児保育）

集団保育可能で、心身に障害を持つおおむね3歳以上のお子さんを保育します。	
1. 実施保育所(園)	全保育所(園)で実施しています。
2. 対 象 児 童	次の要件のいずれにも該当する幼児 1) 保育を必要とする幼児 2) 集団保育が可能で日々通所できる幼児
3. 手 続 等	身体障害者手帳、療育手帳、児童相談所の判定書または医師の診断書等が必要となります。
4. 申 込 先	(市)こども課 ~ 市役所高層棟3階 ☎65-4158

3 教 育

<p>障害の有無にかかわらず、全ての子どもは義務教育を受けることになっています。</p> <p>障害のある子どもの教育にあたっては、帯広市教育支援委員会がその子どもの状況を把握し、適切な就学先を勧奨しているほか、教育委員会が教育的ニーズに応じた環境の整備などを行っています。</p> <p>また、教育にかかる経費の一部を支援する制度があります。</p>	
帯広市 教育支援委員会	<p>対象となる子どもについて、教育、医学、心理学の各分野から観察、面接などを行い、障害の状況等を的確に把握した上で、適切な就学先をアドバイスします。</p>

(1) 特別支援学級

市内の小学校や中学校には特別支援学級があります。

◎ 特別支援学級の設置状況

平成31年4月現在

学級区分	小 学 校		中 学 校	
	校数	学 校 名	校数	学 校 名
ア 知 的	26	全校設置済	13	全14校中、八千代中以外 (大正者がいないため)
イ 自閉症・情緒	25	全26校中、愛国小以外 (大正者がいないため)	14	全校設置済
ウ 肢体不自由	1	豊成小	1	帯広第五中
エ 言 語	—	(通級指導教室 帯広小・花園小・明和小)	—	—
オ 難 聴	1	明和小	—	—
カ 病弱・身体虚弱	1	開西小 (このほか、該当者が発生の都度、啓西小 に院内学級を設置)	1	帯広第一中(このほか、該当者が発生 の都度、帯広第五中に院内学級を設置)
計	実学校数 26		実学校数 14	

【特別支援教育就学奨励費】：教育にかかる経費の一部を支援する制度

- ① 上記表中ア、ウ、オ、カ（院内学級除く）に通学する場合（保護者の所得により援助内容は異なる）
学校給食費・通学費（本人分）・修学旅行費・学用品購入費他
 - ② 上記表中イ、エ（通級指導教室のみ）に通学する場合
通学費（本人分）～バス代等実費支給
- ※ ただし通学費は、通学区域の学校に相当する特別支援学級がない場合等に支給

(2) 特別支援教育支援員の配置

① 生活介助員

肢体不自由学級に通う子どもや車いすを使用している子どもなどのために生活介助員を配置し、教室間の移動や給食時の介助などの学校生活の手助けを行います。

医療的ケアを必要とする子どもには、看護師資格を持つ生活介助員を配置しています。

② 特別支援教育助手・補助員

指示理解が伝わりにくい子どもへの声かけなど、授業がスムーズに行えるよう学級運営をサポートするため、助手と補助員を配置しています。 助手は、主に特別支援学級のサポートを担当します。

補助員は、生活介助員のように特定の子どもに配置するものではなく、支援が必要な子ども達に対して幅広いサポートを行います。

(3) 特別支援学校

<p>小学校や中学校にある特別支援学級のほかに、市内には特別支援学校があります。 教育経費の援助があります。</p>			
学 校 名	内 容	住 所	電 話
帯広盲学校	<p>視覚に障害のある幼児児童生徒が通学（寄宿）します。3歳から小学校入学前の幼児も通うことができます。</p> <p>0歳から乳幼児及び視覚に障害のある児童生徒の教育相談や、保護者、担当教員、関係機関職員等の相談も随時実施しています。</p>	西25条南2丁目9-1	37-2028
帯広聾学校	<p>聴覚に障害のある幼児児童生徒が通学（寄宿）しています。</p> <p>3歳から小学校入学前の幼児も通うことができます。0歳から2歳児については聴覚障害乳幼児相談室を活用できます。</p>	西25条南2丁目7-8	37-2017
帯広養護学校	<p>主に知的障害のある児童生徒が通学しています。</p> <p>遠隔地からの通学が困難な児童生徒は、寄宿舎で生活し通学する場合があります。</p> <p>また、障害が重く（独）国立病院機構帯広病院や自宅療養している児童生徒に対して、教員が訪問して教育を行っています。</p>	西25条南2丁目7-3	37-6773

[教育経費の主な援助]

学校給食費・交通費（通学費、帰省費）・寄宿舎経費・修学旅行費・学用品購入費・他

※上記学校は、幼稚部・小学部・中学部に分かれ、対象となるものが多少異なります。

保護者の世帯の経済的状況、家族構成等に応じて、支給割合等は異なります。

(4) 高等部及び高等養護学校

<p>上記（1）（3）を卒業後、高校にあたる高等部又は高等養護学校へ進学できます。</p>	
<p>道内の主な高等部・高等養護学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由 ～ 北海道岩見沢高等養護学校 他 ・知的障害 ～ 北海道中札内高等養護学校（本校、幕別分校） 北海道帯広養護学校高等部 北海道新得高等支援学校 他 ・病 弱 ～ 北海道八雲養護学校高等部、札幌市立山の手養護学校 ・視覚障害 ～ 北海道札幌視覚支援学校高等部 ・聴覚障害 ～ 北海道高等聾学校

[教育経費の主な援助]

教科用図書購入費・学校給食費・交通費（通学費、帰省費）・寄宿舎経費・学用品購入費・修学旅行費 他